

令和7年度モズクサプライチェーン実態調査事業 企画提案応募要領

本公募は、令和7年度の予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立決定後に効力を生じるもので、県議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、予めご了承ください。

1 趣旨

この要領は、令和7年度モズクサプライチェーン実態調査事業委託業務を効果的かつ適切に実施するため同事業を公募するにあたって必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

令和7年度モズクサプライチェーン実態調査事業 委託業務

3 目的

令和5年度にはモズクの在庫解消を図るため、販促事業によるプロモーションイベント活動や試食品開発に取り組んだ。しかしながら、コロナ禍の影響により①在宅時間の増加に伴う外食から内食へのシフト、②雇用情勢の急速悪化による不要支出の抑制、③ECサイトの利用増加など、消費形態が大きく変化しており、モズクのサプライチェーンにも影響があると考えられる。

そこで本事業では、アフターコロナにおける県内モズク生産漁協が抱える課題やモズクの流通量を詳細に調査するとともに、加工・流通・販売業者等へのヒアリングをおこした、モズクの流通構造を明らかにする。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）

5 委託業務の内容

別添「企画提案仕様書」を参照

6 企画提案上限額

本委託業務に係る予算は金5,933,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とし、この範囲内で効果的かつ効率的な業務を提案すること。

なお、この金額は企画提案公募のために提示した金額であり、契約金額ではない。

7 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 沖縄県内に本店又は支店を設置している法人であること。
- (2) 沖縄県水産業に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の業務における受託実績を有している法人であること。
- (3) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該

当しない者であること。

- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく沖縄県の指名停止を受けていない法人であること
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある法人ではないこと。
- (8) 法人税及び県税を滞納していないこと。
- (9) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある法人については、これらに加入していること。
- (10) 労働関係法令を遵守していること。
- (11) 本企画提案への応募は共同企業体でも可能とし、要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を構成する事業者で協定を締結し、代表する法人が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(1)及び(2)の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(3)～(10)の要件を満たす者であること。
- (12) 1 提案者（共同企業体で委託業務を実施する場合は 1 共同企業体）につき、1 件の応募のみ受け付ける。

<地方自治法施行令>

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故

意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

8 スケジュール

内容	日程
公募期間	公募開始日～令和7年3月27日（木）
質問受付期限	令和7年3月17日（月）17時（必着）
企画提案参加申込期限	令和7年3月27日（木）17時（必着）
企画提案書提出期限	
一次審査（書面審査）結果通知	令和7年3月28日（金）【予定】
二次審査（企画提案プレゼン）開催日	令和7年4月7日（月）
二次審査結果通知	令和7年4月7日（月）【予定】

9 応募の手続き

（1）応募に係る質問について

仕様書等に疑義がある場合は、質問書【第1号様式】に記入（代表者名、同捺印）し、令和7年3月17日（月）17時までに沖縄県水産課に持参又はFAXにて提出すること。（質問事項がなければ提出は不要）なお、簡易な質問であれば電話でも受け付ける。

質問に対する回答は、令和7年3月19日（水）までに沖縄県ホームページに掲載又は書面により回答する。

（2）企画提案参加申込及び企画提案書一式の提出について

本企画提案に参加できる者は、あらかじめ参加表明を行つた者に限る。

① 申込期間：公募開始日～令和7年3月27日（木）17時（必着）

② 提出書類：

下記ア～サを一連にして6セット（原本1部、コピー5部 ※全て片面印刷）作成し、各セットの間には、インデックスで間切りを入れた上で、長辺左側に穴を空け、1部ずつフラットファイルに2綴り提出すること。パワーポイント等によるプレゼン資料を添付する場合は、A4横になるよう作成すること。また、必ずページ数を付すこと。

- ア 企画提案参加申込書・・・・・・【第2号様式】
- イ 誓約書・・・・・・・・【第3号様式】
- ウ 実績書・・・・・・・・【第4号様式】
- エ 会社概要表・・・・・・・【第5号様式】
- オ 企画提案書・・・・・・・【任意様式】
- カ 積算書（※1）・・・・・・【第6号様式】
- キ 業務工程表・・・・・・・【第7号様式】
- ク 執行体制・・・・・・・【第8号様式】
- ケ 共同企業体構成書（※2）・・・【第9号様式】（該当する場合のみ）
- コ 共同企業体協定書（要押印）・・【任意様式】（該当する場合のみ）
- サ 提案者に関する資料
- ・定款

- ・履歴事項全部証明書
- ・納税証明書（法人税、県税）
- ・社会保険等加入状況報告書・・【第10号様式】
- ・決算報告書（直近2事業年度分）

(※1) 積算書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。

- ・直接人件費
- ・直接経費（旅費、印刷製本費、使用料及び賃借料、消耗品費等）
- ・再委託費（再委託が可能な範囲等は仕様書を確認すること。）
- ・一般管理費（直接人件費+直接経費-再委託費）×10%以内とすること。
- ・消費税（旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。）

(※2) 共同企業体の場合、「イ 誓約書」、「エ 会社概要」、「サ 提案者に関する資料」については、構成員毎に作成し提出すること。

③提出方法：持参又は郵送（簡易書留）※ 提出期限内の必着とする。

④提出先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁10階）
沖縄県農林水産部水産課 栽培流通班 城間

10 企画提案の審査

(1) 一次審査（書類審査）

- ① 沖縄県農林水産部水産課において、上記7に定める応募資格を満たす者で委託先として適格であるか、書類審査を行う。
- ② 応募が多数の場合には企画提案書の審査・選定を実施し、上位二者程度を二次審査対象として選定する。
- ③ 一次審査結果通知予定日

令和7年3月28日（金）予定

電子メール及び文書により各応募者に通知する。二次審査（プレゼンテーション）の対象者には、二次審査を実施する日時及び場所を通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

- ① 本事業の企画提案選定委員会において、提案内容等について審査基準に沿って審査を行い、最も優れた提案者を選定する。（※詳細については、一次審査後に通知する。）
- ② 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。
- ③ 二次審査実施日

令和7年4月7日（月）予定

各応募者のプレゼンテーション実施時刻等は、個別に通知する。

11 審査基準

- ①適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）
- ②具体性（提案された調査等の企画内容・実証の手法等が具体的かつ効果的であること。）
- ③実行性（事業を遂行できる能力・体制、実績を有していること）
- ④妥当性（事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること）

12 委託契約について

最も優れた企画を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、原則として第一位入選者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。ただし、第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約を行うものとする。

13 その他留意事項

- (1) 提出書類にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者の順位を選定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (3) 事業の実施にあたっては、県と隨時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (4) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書等の作成や提出に係る経費、プレゼンテーションへの出席に要する経費等）は提案者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (6) 令和7年度の予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立決定後に効力を生じるものである。県議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがある。
- (7) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消し、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

<沖縄県財務規則>

(契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- ① 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ③ 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。

14 お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁10階）

沖縄県農林水産部水産課 栽培流通班 城間

TEL：098-866-2300

FAX：098-866-2679